

松戸市（令和2年4月1日発行）

これから親と  
近居・同居する

子育て世帯に

最大 **100万円** の補助金を支給！

親元に近居・同居する子育て世帯の  
**住宅取得**を応援します！



近居なら  
**50万円**

※2km以内

同居なら  
**75万円**

さらに市外から転入の場合は  
**25万円**加算

さらに住宅金融支援機構の【フラット35】の借入金利から  
当初5年間、年0.25%引き下げ

手続きの流れ



松戸に住もう！



事前相談書提出

契約前に  
相談を！



住宅取得契約

松戸市では、子育て世代に選ばれる魅力的なまちづくりを進めるために、親元に住まいを取得する子育て世帯を支援します。親が育児や子育てのサポートをすることにより、不安や負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境をつくります。

子育て世帯が市内に住む親世帯と近居又は同居するために  
市内に住宅を取得する際の費用の一部を、予算の範囲内において補助します。

## 主な要件

### ●…対象者要件

### ★…住宅要件

- 中学生以下の子どもがいる子育て世帯であること。(出産予定を含む)
  - 親世帯が市内に1年以上継続して居住していること。
  - 子育て世帯及び親世帯が、市税を滞納していないこと。
  - 補助金を受けた子育て世帯が、近居または同居を10年以上継続すること。  
(令和2年4月1日より、近居・同居を継続する必要期間が10年へ延長となりました)
  - ★自己で居住するために取得する戸建て住宅またはマンションであること。(中古も可)
  - ★近居の場合は、親世帯と直線で2km以内の住宅であること。
  - ★建築基準法その他関係法令を満たし、新耐震基準に適合した建物であること。
  - ★住戸専有面積が次の基準を満たすこと。  
近居の場合：戸建て住宅 95㎡以上、マンション70㎡以上  
同居の場合：戸建て住宅 120㎡以上、マンション90㎡以上
- ※既に住宅の取得等を行い近居または同居している場合は対象外とする。  
※住宅の取得に係る契約は、事前相談書提出後に行ってください。  
※交付申請時には契約書の原本をお持ちください。

## 補助金額

- 近居の場合 50万円 ●同居の場合 75万円 ●さらに市外からの転入は25万円加算

## 申請方法

- 事前相談書に必要書類を添えて住宅政策課へ直接提出してください。(郵送不可)
- 申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

## 事前相談書 添付書類

- 松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助事前相談書(第1号様式)
  - 親元に近居または同居をする住宅の位置図(2住宅間の距離がわかるもの)
  - 住宅の平面図及び住宅の専有面積又は延べ床面積が確認できる平面図
  - 工程表(建物竣工予定日が分かるもの)
  - 住宅取得に係る見積書の写し(資金計画書等も可)
  - 子育て世帯の戸籍全部事項証明書
  - 子育て世帯及び親世帯全員の住民票(本籍・続柄が記載されているもの)
  - その他市長が必要と認める書類(母子手帳、賃貸契約書等が必要となる場合があります)
- ※当日は印鑑をお持ちください。アンケートの提出もご協力お願いします。  
※上記書類は正・副各1部(副はコピー可)提出してください。

## 【フラット35】 申請書類

- 【フラット35】子育て支援型 利用申請書
  - 要件等確認チェックシート
- ※上記書類は【フラット35】子育て支援型の利用者のみ提出してください。

